



成年後見制度の担い手は今後ますます必要に

町内の高齢化により、認知症高齢者、身寄りのない高齢者、親族と疎遠な高齢者が増加しており、親族以外の第三者による成年後見人の需要、成年後見制度の必要性が増大しています。

今後も増加すると見込まれるその需要に、弁護士や司法書士などの専門職がすべて対応することは難しいため、同じ地域に暮らす住民として、成年後見制度を利用している人と同じ目線で考え、相談し合える「市民後見人」の役割が、これまで以上に期待されています。

※成年後見制度は、判断能力が十分ではない方の権利を法的に守る制度のことです。

市民後見人とは

親族や専門職以外の一般市民による後見人のことを言います。主な業務は「1人で決めることに不安のある方の金銭管理」「本人に必要な医療や介護・福祉サービスを利用するための支援」などで、食事のお世話や介護をするものではありません。

市民後見人になるには

特に資格などは必要ありませんが、成年後見人としての知識や経験を身に付ける必要があります。市民後見人として活動するまでの流れは次のとおりです。

- ①とまこまい成年後見支援センターが実施する「市民後見人養成講座」を受講
- ②安平町社会福祉協議会が行う法人後見事業のサポーター活動などを行うことにより、実際に後見人としての経験を積む
- ③町が整備する市民後見候補者名簿に登録
- ④町から推薦され、家庭裁判所に後見人として選任される

市民後見人養成講座について

一般の市民が地域で後見人として活動することができるよう養成することを目的に、とまこまい成年後見支援センターが開催している講座で、令和7年度の講座は、安平町で7月に開催する予定です。

詳しい日程や会場は、広報紙でお知らせするほか、協議会ホームページ内「成年後見支援センター」のページなどにも掲載されますので、関心のある方はぜひご参加ください。



苫小牧市社会福祉協議会ホームページ

※「市民後見人養成講座を受講された方」にポイントあびら500ポイントを付与し、さらに「市民後見候補者名簿に登録した方」にはポイントあびら1,000ポイントを付与します。

【成年後見制度に関する相談窓口】

- ・高齢者の相談窓口 安平町地域包括支援センター ☎ ㊟ 7072
- ・しょうがい者の相談窓口 健康福祉課福祉グループ ☎ ㊟ 7071

